

「学校給食における食物アレルギー対応について」

全国養護教諭連絡協議会

副会長 長谷川 香苗

1 ガイドラインの活用について

- (1) 食物アレルギーに関して、ガイドラインの必要な部分をコピーして配布し、校内の研修で共通理解を図っている。アナフィラキシーが発症した場合の対応については、全職員でガイドラインを参考に年度当初の職員研修会及び長期休業中の職員研修会で確認した。
- (2) 市の消防署内でもガイドラインを使用して、学校での対応と学校名・氏名・アレルギーン・エピペン処方の有無等個別の対応についての情報を共有し、緊急時の速やかな対応を図っている。

課題

- (1) ガイドラインの内容については、専門的な解説も多くあり、全職員の周知徹底が難しい。食物アレルギー対応について図解説明入りの簡潔な資料(ダイジェスト版)があれば、校内の研修や緊急時に活用できると考える。
- (2) 学校生活管理指導表は、医学的な根拠に基づく重要な資料となるが、学校生活に対応するような項目および学校生活における留意点など、具体的な対応が記入される様式になるとさらに活用できると考える。
3年あるいは6年間継続して管理できるような様式も経過がわかり、活用できると考える。

2 研修について

- (1) 研修会
 - アナフィラキシーが発症した場合の対応について、養護教諭による伝達講習を校内で実施した。
 - 学校保健委員会でアレルギー疾患について取り上げ、耳鼻科校医による講話と各科(内科・眼科・歯科)の学校医・保護者との意見交換を行った。
- (2) 中学校では、小学校から申し送りされた「要管理生徒」について、個別の対応マニュアルを作成し、全職員で年度当初に研修している。共通理解の上で、入学当初の保護者面談・健康相談につなげている。

課題

- (1) 専門家による研修の受講が望ましいが、実施が難しい状況がある。講習を受けた職員の伝達講習、消防署の救急隊員による講習だけでは、「エピペン®」の使用について実技研修ができないこともあり、具体的な訓練をシミュレーションするまでに至っていない。
アナフィラキシーが発症した場合の対応において、教職員が必要な場面で「エピ

ペン®」を的確に使用できるための実技研修が必要である。

- (2) 学校独自の対応だけではなく、各々の県教育委員会や市教育委員会で継続され、さらに教職員全体に網羅されるような研修が必要と考える。初任者研修や経験者研修に盛り込むことも、成果を上げる一方法になると考える。

3 学校給食における対応について

(1) 事前の把握

- アレルギー疾患の健康調査について

毎年アレルギー調査を実施している。特に食物アレルギーについては、保護者と連絡をとり、症状の出現、主治医からの指導について情報を整理し、管理指導表に基づき、養護教諭、保健主事、給食主任、担任で対応について話し合いを行っている。

(2) 日常の対応と緊急時の対応

- 食物アレルギーの児童生徒について、個別の対応マニュアルを作成して対応している。定期的に保護者との面談を実施し、治療状況や主治医の指導について報告を受けている。
- 緊急時の内服薬及び「エピペン®」を処方されている児童生徒については、学校医および学校薬剤師から対応について指導を受けている。
- アナフィラキシーを発症する可能性がある児童生徒については、既に消防署と情報を共有しており、緊急時に学校名・氏名・症状を伝えると迅速な対応ができるようになっている。
- 教職員が正しい知識（専門的な知識）を持つことが、対応の基本である。今年度は、消防署の救急隊員による講話を実施し、速やかな対応のためにそれぞれの役割について確認した。

課題

- (1) 健康調査や保護者からの申し出だけでは、医学的な根拠に基づかないものもあり、アレルギー疾患を正確に把握できない場合がある。
- 保護者からの申し出については、医学的な根拠に基づかない場合でも、「万が一」を想定して対応するような状況である。学校側で対応できることについての保護者の理解が必要であり、管理指導が必要かどうか見極めるために、保護者への確認を十分に行う必要がある。
- 医学的な根拠に基づかない場合は、学校医の健康相談を活用して、受診を勧める等の対応が必要と考える。
- (2) アナフィラキシーが発症した場合の対応において、一般的な症状のレベルの判断だけでなく、対象の児童生徒について「エピペン®」を使用する症状（この症状が出たら注射する）の基準を明確にしておく必要があると考える。そのためには、主治医や学校医との連携が必須である。

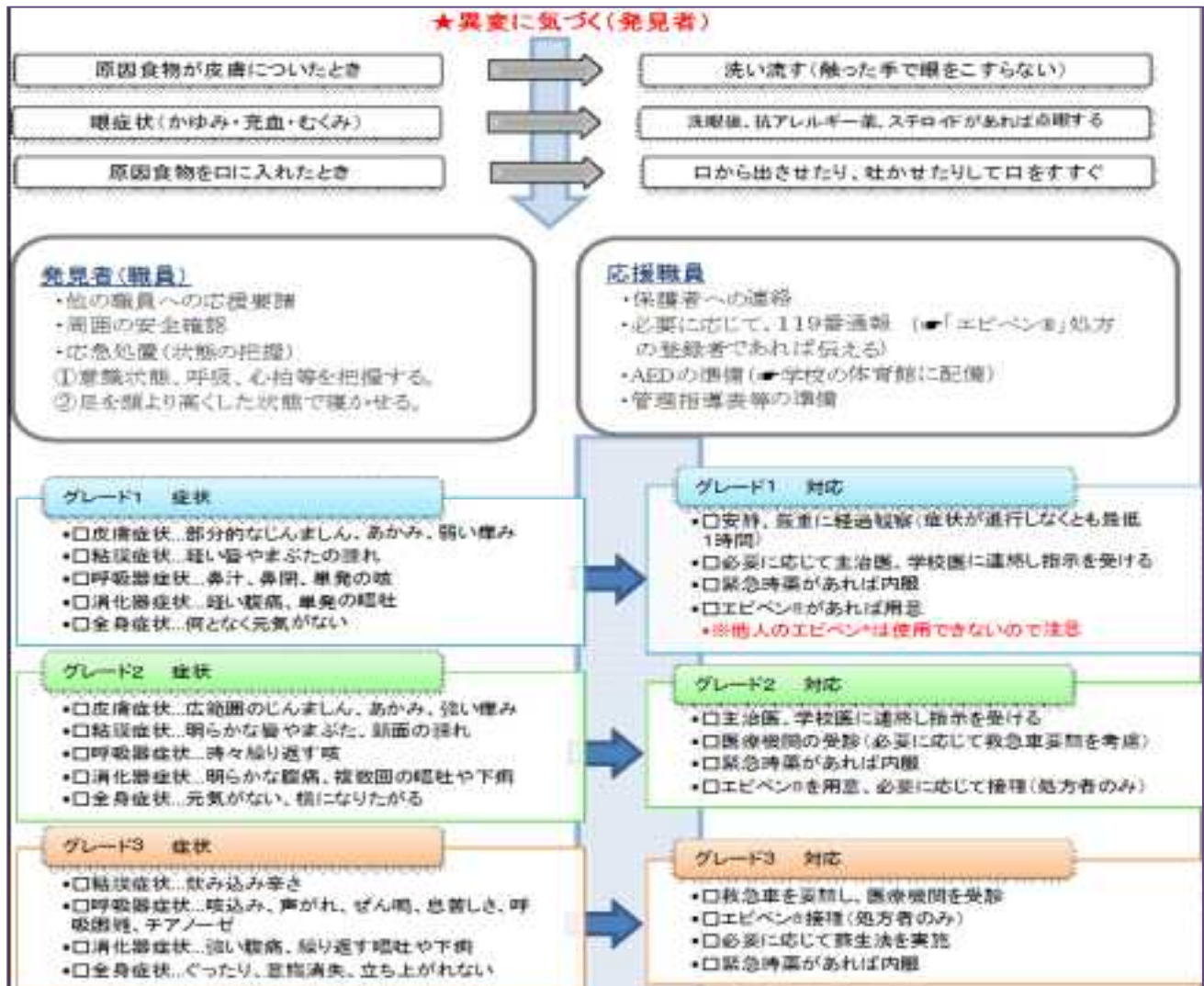
食物アレルギー緊急時対応カード

2年D組 氏名 _____ 男
 生年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (13歳)
 住 所 上山市 _____

原因食品 (くるみ・鶏卵・魚卵)
 アナフィラキシーの既往 → あり
 ぜん息 → あり
 内服薬 → あり(保管: 本人の鞆とエナメルバッグ)
 エピペン®の処方 → なし

	連絡の順	名 前	本人との関係	電話番号
緊急時 連絡先	1			
	2			
	3			

医療機関	医療機関名	医師の名前	医療機関住所	電話番号
主治医	〇〇小児科クリニック		山形市	023-
緊急時	△△大学医学部附属病院		山形市	023-



救急車をお願いするときは…

落ち着いて

「119」に電話

- ① 救急です。
- ② 要請者名 北中学校 () です。
- ③ 具合が悪くなったのは () です。
- ④ () を摂取し、アレルギー症状が出ています。
- ⑤ 緊急の内服薬 () を
(服用しました・していません)
- ⑥ エピペン®を処方されていません。
- ⑦ 場所を伝える。
(具体的に 北中学校体育館、3階教室・)
- ⑧意識は あります・ありません
- ⑨呼吸は、あります(様子)・ありません
- ⑩皮膚症状は、()
- ⑪じんま疹は ()
- ⑫その他聞かれたことに答えます。

消防署

火事ですか？
救急ですか？

具体的に救急法、
処置についての指
示があります。

119番通報と共に迷わず
AED



指示された心肺蘇生法など
の手当を続けながら、救急車
到着を待ちます。

AED 設置場所

南校舎 1階階段わき 体育館への廊下に設置してあります。
(使用しなければならないような事故が起こらないことを願って…)

緊急時の内服薬保管場所

本人の鞆(ポケット)・エナメルバッグ両方にあります。

エイドバッグ保管場所

保健室に入って、処置台の上のボックス下段 白いかごの中にあります。

食物アレルギー対応プラン

上山市立北中学校

2年D組		男	平成 年 月 日生
住所	上山市		

校長印	保護者印

食物アレルギーの病型	レ即時型 口腔アレルギー症候群 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		
原因食物	鶏卵(卵白)	くるみ	魚卵
除去の程度	加熱してあれば1~2口 食べることが可	全除去	全除去
アナフィラキシーの既往	あり		
緊急時の処方薬	薬 品	管 理 方 法	
	レ内服薬 (アルゲラ・マ [®] チン・ムダ [®] イン) 「エピペン [®] 」	レ本人 (保管場所 本人	その他 (靴・エナメルバッグに保管) その他(保管場所)
	その他()	本人	その他(保管場所)
処方薬等についての 留意事項	学校給食ではくるみを使った献立はないこと、家庭ではアレルギー除去についてきちんとした対応ができるので「エピペン [®] 」の処方はなくともよいとの主治医からの指示がある。		

項目	具体的な対応	
学校における配慮	給食・食事	<ul style="list-style-type: none"> 給食献立表・成分表により次月分の給食メニューをチェックし、「食べられないメニュー」にするしをつけ担任に提出する。(担任・養護教諭・給食担当が確認) 必要に応じて弁当を持参する。 卵の含有量が多いものは不可だが、揚げ物の衣・パン・ドーナツは可
	食物・食材を扱う活動・授業	<ul style="list-style-type: none"> 生卵、魚卵、くるみを扱う活動には参加しない。
	運 動	制限なし
	行 事	制限なし 宿泊を伴う活動については、事前に献立を確認する。 除去食可能であれば対応してもらう。
	そ の 他	ぜん息症状に注意する。

緊急時の対応について
注意すべき症状 咽頭痛・皮膚のかゆみ 息苦しさ・チアノーゼ
緊急時の対応 上記症状が出た場合 主治医に連絡 救急車要請 レその他 (保護者に連絡)
消防署への情報登録 あり
緊急時に搬送する医療機関 病院名： 主治医： 連絡先：
保護者の緊急連絡先